

意見

文芸家の職能団体の立場から意見を述べさせていただきます。
国会図書館でデジタル化された資料の利用で、国会図書館以外の図書館への閲覧提供については、以下の理由により著作者・出版社への補償制度なしには容認できないと考えております。

1. 現在の出版状況は厳しく、少部数発行の本については、図書館購入を見越しての刷り部数になっている。現に日本文藝家協会編纂の著作物には1700部のものがあり、そのうち800部については図書館の購入となっている。これを国会図書館以外での閲覧を可能とすると地方図書館の購入はなくなり、出版部数は1000部を割ることとなって、出版社は採算がとれない。著作者は出版そのものを断念することとなります。
2. 文筆家の生活を支えているのは、出版社であります。良書であれば小部数であっても出版し社会に送り出すことによって、多くの作家が生まれ育つ環境ができます。国会図書館以外での閲覧を可能にすることは、出版社そのものの経済基盤を侵すものであり、出版文化そのものの危機で、ひいては文筆家の生活の屋台骨を大きく揺るがすこととなります。

以上の理由に基づき世界のなかの日本文化の発展のためにも、国会図書館でデジタル化された資料の地方図書館での閲覧利用につきましては、著作者・出版社が存続できる制度を用意してから、新しいシステムに移行すべきと要望いたします。